

# 使用料等の見直し（素案）の概要

平成25年11月 / 杉並区

区の集会施設や体育施設などの使用料収入と、行政サービスにかかる経費（施設運営などの維持管理経費）との不足分は、公費で賄うこととなり、区民全体の負担となることから、受益者負担の適正化と未利用者との公平性を確保していくため、定期的に使用料の見直しを行うことが必要です。

しかし、集会施設や体育施設などの使用料の見直しについては、平成9年度以降、改定を行ってこなかったことから、現行使用料と直近の決算数値を用いた算定結果との間に差が生じており、見直しが必要となっています。

こうしたことから、このたび使用料等の見直しを行うこととしました。区民の皆さまのご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

※「使用料等の見直し（素案）」につきましては、区公式ホームページに掲載しています。

## ○ 見直しを行う使用料等と改定の時期

施設使用料	その他の使用料等
<ul style="list-style-type: none"><li>・集会施設使用料</li><li>・体育施設使用料</li><li>・学校開放施設使用料</li><li>・目的外使用施設使用料</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・学童クラブ利用料</li><li>・有料制自転車駐車場使用料</li><li>・放置自転車撤去手数料</li><li>・区立施設駐車場（新たに4施設を有料化）</li></ul>

改定は、平成27年1月を予定しています（ただし、学童クラブ利用料と区立施設駐車場については、平成27年4月改定を予定）。

## ○ 集会施設使用料及び体育施設使用料

### <改定使用料>

平成24年度決算額をもとに、平成27年1月から使用料を改定します。なお、改定額については、本概要版P3の使用料の算出例の表1～表3をご参照ください。

### <使用料の算定>

区では、これまでも原価の一部を利用者にご負担していただくという考えから、施設使用料を算定するための経費として、下表のとおり、直接的な人件費と維持管理費の経常的経費を対象とし、それ以外の経費は、対象から除いて算定しています。

そのうえで、集会施設については、1時間当りの1平米あたりの使用料原価を算出し、利用施設の面積と使用時間数に応じて、各施設の使用料を算出しています。

また、体育施設については、同種、同規模の施設の1時間当りの使用料原価を算出し、時間数（基本2時間）で、使用料を算出しているものです。

施設に係る全ての経費	
使用料算定の対象経費	対象外経費
<ul style="list-style-type: none"><li>・維持管理経費のうち経常的経費（光熱水費、物品等の購入、業務の委託料など）</li><li>・直接的な人件費（利用者に対して、直接サービスを提供するプール監視などの人件費）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・維持管理経費のうち臨時的経費</li><li>・間接的人件費（受付など）</li><li>・資本的経費（土地取得経費、施設建設費減価償却費、大規模修繕費）</li></ul>

### <登録団体の取扱い>

地域活動や文化・芸術活動、スポーツ活動を通じたまちづくりを基本的な政策の一つとして位置付け、区民による自主的、継続的な活動を支援するため、集会施設においては「地域登録団体（さざんか一ど登録団体）」、体育施設においては「社会体育団体」という団体登録制度を設け、使用料の2分の1減額制度を設けてきました。

一方、この減額制度の適用が、利用全体の7割程度を占め、その利用が一般化しています。減額部分は、公費で補てんされることとなり、結果として区民全体の負担となっています。

こうしたことから、登録団体に対する使用料の2分の1減額制度は廃止します。

ただし、体育施設について、区内の中学生以下の団体及び障害者の団体は、現行どおりの2分の1減額は引き続き行っていきます。

なお、登録団体への活動支援として、集会施設については、予約申込を3か月前（ホールについては8か月前）から可能とする新たな優遇措置を設けます（登録団体以外は、2か月前（ホールについては7か月前））。体育施設についても、これまでどおり予約時の優遇措置を講じていきます。

### <使用時間区分の見直し>

集会室（ホール等を除く）については、利用機会の拡大や利用者の負担軽減を図る観点から、使用時間区分を細分化します。

現 行		見直し後（午後を細分化）	
午 前	9時から12時まで	午 前	9時から12時まで
午 後	13時から17時まで	午 後①	13時から15時まで
		午 後②	16時から18時まで
夜 間	18時から21時まで	夜 間	19時から21時まで

※12時～13時、15時～16時、18時～19時の時間帯については、延長（前・後）利用が可能です。

21時～21時45分の時間帯については、延長（後）利用が可能です。

### <改定使用料の段階的措置>

登録団体の減額措置の廃止と使用料の改定に伴い、負担が大きくなる部分があることから、3段階での移行措置をとり、利用者の急激な負担の増加を抑えることとします。なお、引き下げになるものは、第1期から適用します。

	第1期	第2期	第3期
	平成27年1月1日 から28年3月31日	平成28年4月1日 から29年3月31日	平成29年4月1日 以降
改定使用料が引き 上げになるもの	一部引き上げ	一部引き上げ	改定使用料を適用
改定使用料が引き 下げになるもの	改定使用料を適用 (引き下げ)	⇒	⇒

<使用料の算出例>

集会室使用料の算出例（表1） 荻窪地域区民センター 第1集会室

現 行			改 定 後				
時間区分	区分	使用料	時間区分	区分	使用料		
					第1期	⇒ 第2期	⇒ 第3期
午前 9時～12時	一 般	2,500円	午前 9時～12時	一 般	2,700円	2,900円	3,100円
	登録団体	1,250円		登録団体	1,800円	2,400円	
午後 13時～17時	一 般	4,300円	午後① 13時～15時	一 般	2,100円	2,100円	2,100円
				登録団体	1,400円	1,700円	
	登録団体	2,150円	午後② 16時～18時	一 般	2,100円	2,100円	2,100円
				登録団体	1,400円	1,700円	
夜間 18時～21時	一 般	3,200円	夜間 19時～21時	一 般	2,100円	2,100円	2,100円
	登録団体	1,600円		登録団体	1,700円	1,900円	
（現行）使用時間の超過する場合は使用時間帯の使用料の3割相当額を徴収する。 また、「午前と午後」など、引き続き使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。			延長 使用料	一 般	700円	700円	700円
				登録団体	400円	500円	
				「午前と午後①」、「午後①と午後②と夜間」、「午前と午後①と午後②と夜間」など、引き続き使用する場合の中間時間については、延長使用料を徴収する			

ホール使用料の算出例（表2） 久我山会館ホール（平日）

現 行			改 定 後				
時間区分	区分	使用料	時間区分	区分	使用料		
					第1期	⇒ 第2期	⇒ 第3期
午前 9時～12時	一 般	7,400円	午前 9時～12時	一 般	7,400円	7,400円	7,500円
	登録団体	3,700円		登録団体	4,900円	6,200円	
午後 13時～17時	一 般	14,000円	午後 13時～17時	一 般	14,000円	14,000円	15,000円
	登録団体	7,000円		登録団体	9,600円	12,000円	
夜間 18時～21時	一 般	14,000円	夜間 18時～21時	一 般	14,000円	14,000円	15,000円
	登録団体	7,000円		登録団体	9,600円	12,000円	
（現行）使用時間の超過する場合は使用時間帯の使用料の3割相当額を徴収する。 また、「午前と午後」など、引き続き使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。			延長 使用料	一 般	1,800円	1,800円	1,800円
				登録団体	1,300円	1,500円	
				「午前と午後」、「午後と夜間」、「午前と午後と夜間」を引き続き使用する場合の中間時間については、延長使用料を徴収する			
全日	一 般	31,000円	全日	一 般	全日使用の使用料規定は廃止する。		
	登録団体	15,500円		登録団体			

体育施設使用料の算出例（表3）

施設区分	対象施設	区分	時間数	現行 使用料	改定後の使用料		
					第1期	⇒ 第2期	⇒ 第3期
体育館	上井草	一 般	2時間	5,100円	6,000円	6,900円	7,900円
		登録団体		2,550円	4,300円	6,100円	
	高円寺 荻窪 大宮前	一 般	2時間	3,300円	4,100円	5,000円	5,900円
		登録団体		1,650円	3,000円	4,400円	
庭球場	対象全施設	一 般	2時間	800円	800円	900円	1,000円
		登録団体		400円	600円	800円	
野球場	対象全施設	一 般	2時間	3,200円	3,400円	3,600円	3,800円
		登録団体		1,600円	2,300円	3,000円	
プール	屋内プール 一般使用	⊗	1時間	250円	250円	250円	250円
	屋内プール 貸切専用コース	一 般	2時間	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
登録団体	3,000円	4,000円		5,000円			

(※) 屋内プールにおける区内在住 60 歳以上を対象とした半額措置は、65 歳以上に改め平日午前限定して継続

## ○ 学校開放施設使用料

平成24年度決算額をもとに使用料を下表のとおり改定します。また、登録団体に対する使用料無料の取扱いは廃止し、一般利用と同様に有料とします。なお、区内在住・在学の児童・生徒及びその指導者で構成された団体が利用する場合は、現行どおり無料とします（照明設備使用料を除く）。

また、現在1回5時間以内となっている使用料の単位を、1時間以内に変更します。

	現行（5時間以内）			⇒	改定後（1時間以内）	
		昼間	夜間			
体育館	一般	昼間 1,800円	夜間 3,100円		一般	500円
	登録団体	昼間 無料	夜間 無料		登録団体	
校庭	一般	昼間 1,800円	夜間 3,100円		一般	200円
	登録団体	昼間 無料	夜間 無料		登録団体	
教室・会議室 (生涯学習振興室を含む)	一般	昼間 500円	夜間 1,200円		一般	100円
	登録団体	昼間 無料	夜間 無料		登録団体	
庭球場	(使用料の設定なし)				一般	100円
					登録団体	

※ 夏期に無料開放している学校プールについて、原則有料（1回200円）とします。ただし、区内在住・在学の児童及び乳幼児が利用する場合は、無料開放を継続します。

## ○ 学童クラブ利用料

学童クラブ登録児童数が増える中で、学童クラブ運営経費も増加しています。また、他区の利用料と比較しても低廉な金額となっていることから、月額3,000円の利用料を4,000円に改定します。なお、生活保護世帯等に対する軽減措置については、継続します。

## ○ 有料制自転車駐車場使用料

自転車駐車場の整備も進み、今後、運営経費の増加が見込まれることから、定期使用料については、基本使用料（1階屋根なし1か月）を現行1,900円から2,100円に引き上げます。また、現行の利用体系に従いミニバイクを含むすべての使用料を改定します（1日使用料は据え置き）。なお、学生に対する定期使用料の減額措置は継続しますが、65歳以上を対象にした定期使用料の減額措置は廃止します。

## ○ 放置自転車撤去手数料

放置自転車1台当たりの撤去費用及び他自治体の撤去手数料の状況等も踏まえ現行の3,000円を5,000円に引き上げます。

## ○ 区施設駐車場の有料化

現在、有料化している3施設（区役所本庁舎、井草森公園、上井草スポーツセンター）に加え、新たに4施設（セシオン杉並、松ノ木運動場、高井戸市民センター、下高井戸運動場）の駐車場を有料化します。

## ○ 目的外使用施設使用料

区民事務所会議室、ゆうゆう館、児童館などの目的外使用施設の使用料については、集会施設に準じて使用料を改定します。